【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公益法人金融商品取引業協会の認定の申請）

**第十八条の四の二**　法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

２　前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公益法人金融商品取引業協会の認定の申請）

**第十八条の四の二**　法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

２　前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

（新設）